

いわきビジネスアイディア・プランコンテスト 2004

目利き委員会規約（案）

（目的）

第1条 目利き委員会は、いわきビジネスアイディア・プランコンテスト 2004 に応募があったアイディアとプランについて、審査と選考することを目的とする。

（審査事項）

第2条 目利き委員会は、次に掲げる事項について審査する。

一次審査

応募のあったアイディアとプランについて、書類審査を行う。

アイディア部門は、書類審査のみで選考する。

二次審査

一次審査を通過したプランについて、応募者によるプレゼンテーションと質疑により、審査・選考する。

2、第1項の各号の審査と選考の方法については、別に定める。

（審査方針）

第3条 目利き委員会は、その審査を、公平、適正かつ迅速に行わなければならない。

（構成と役員）

第4条 目利き委員会は、次に掲げる委員をもって組織し、委員の総数は10名以内とする。

企業経営者

学識経験者

金融機関

経営団体・技術団体・業界組合などの関係者

2、前項の委員は、いわきビジネスアイディア・プランコンテスト 2004 の実行委員長が委嘱する。

3、目利き委員会に、委員長と副委員長をおく。

4、事務局は、いわきリエゾンオフィス企業組合におく。

（役割と担当）

第5条 目利き委員会に、企業人物判定担当、採算可能性調査（フィージビリティー・スター）担当、技術担当、起業支援担当などをおく。

2、委員は、前項の一つ以上を担当する。

(会議)

- 第6条 委員長は、目利き委員会を招集し、その議長となる。
- 2, 目利き委員会は、非公開とする。議事録は、公開しない。
- 3, 二次審査で行うプレゼンテーションに関する審査は、公開とする。

(任期)

- 第7条 委員の任期は、第1回目利き委員会が開催された日から始まり、事業の報告と決算に係わる実行委員会が開催された日までとする。

(守秘義務)

- 第8条 目利き委員は、応募者の個人情報、審査の過程で知り得た事実や情報、目利き委員会での議論などについて、漏洩してはならない。

(調査)

- 第9条 目利き委員は、適正な審査を行うために必要な調査を行うことができる。
- 2, 調査が必要か、不要かについては、委員長が判断する。
- 3, 調査は、事務局を通して行う。
- 4, 調査の結果は、全ての委員に知らせる。

(実施細則)

- 第10条 この規約に定めることのほか、目利き委員会が審査・選考することに関して必要な事項は、協議して別に定める。

附則

この規約は、2004年12月9日から実施する。